

「沖縄県環境影響評価条例施行規則の改正の骨子案」に対する意見書

| | |
|-----------------|--|
| 氏名又は団体名 (必須) | 沖縄・生物多様性市民ネットワーク 担当：吉川秀樹 河村雅美 |
| 住所又は所在地 (必須) | |
| 連絡先 (必須) | |
| 意見の内容 | |
| 該当箇所 | <p>1) 「対象事業の追加」(風力発電所) について</p> <p>2) 「配慮書手続きの新設」について</p> <p>3) 「方法書、準備書及び評価書手続」について</p> <p>* 「都市計画に定められる対象事業に関する所要の改正」については、コメントする資料がなく、コメント不可能。</p> |
| 意見内容 | <p>私たちは、アセスの専門家から「最悪のアセス」と酷評され、手続き面の不備を訴訟によって問うまでとなった「普天間飛行場代替施設建設計画」の環境アセスを経験してきた。県条例に係る 175 件を含む 579 件の不備が指摘され、「生活環境および自然環境の保全は不可能」とする知事意見が 2012 年 3 月にでたことは、アセス制度が殆ど機能していなかったことを示している。</p> <p>その意味でも、「沖縄県環境影響評価条例の改正」に私たちは期待をしてきた。深い反省に立ち、これまでの問題を検証し、そして沖縄の亜熱帯性や島嶼性を真摯に考慮した改定が行われると期待していたからだ。だからこそ私たちは、条例改正の骨子案へのパブリックコメントも提出してきたし、審査会も、環境審議会も傍聴してきた。私たちは、今度こそ、情報の公開と手続きの透明性を基盤にした、科学性や民主性を保証するアセス条例の改正がなされるものと期待していた。</p> <p>しかし 2013 年 3 月 30 日公布された「沖縄県環境影響評価条例の改正」は、私たちの期待を失望へと変えた。また「普天間飛行場代替施設建設計画」の環境アセスと同じようなアセスが、沖縄各地で展開されるのではないかと非常に危惧している。</p> <p>今回、沖縄県は同アセス条例改正の公布をうけて、「沖縄県環境影響評価条例施行規則の改正の骨子案」へのパブリックコメントを募集している。具体的には、アセス対象事業としての追加した「風力発電所」、事業計画段階で提出される「配慮書手続きの新設」、そして「方法書、準備書及び評価書手続」に関する改正案へのパブリックコメントの募集である。私たちは、環境アセス条例の改正そのものが不十分なままでは、施行規則の改正も不十分なものとしかならないと考える。実際、沖縄県が示している改正の骨子案は、環境省が示した改正</p> |

案を、殆どそのまま踏襲しただけの国へ倣え的な改正案となっている。そこには、沖縄県の面積や脆弱な島嶼生態系が考慮されておらず、沖縄県が取り組む世界自然遺産登録のための重要な条件である自然環境の保護担保制度における環境アセスの役割を考慮した跡を見ることは難しい。国の法律の整合性のみの観点からではなく、世界自然遺産登録を目指す国際基準を満たし、地域の実状に即した条例改正という観点をもった改正としなければならないことを県は強く自覚するべきである。

沖縄県は、環境アセス条例の作成や改正はもとより、それを事業者に遵守させることにおいて、県民の税金が使われていることを忘れてはならない。そして環境アセス条例が、同条例で示されているように「事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする」制度であることを見失ってはならない。

以下、沖縄県が呈示した3つの項目において、沖縄県の改正案や改正に対する沖縄BDの提案と理由を述べる。

1 「対象事業の追加」について

環境アセスの対象事業に風力発電所を追加したことは大いに歓迎されるべきである。しかし「改定の骨子」で示された「要件」が、風力発電の「設備」や「発電所」の性質を、十分に反映しているとはいえないと考える。例えば、環境アセスの対象事業規模を「出力が1,500キロワット以上であるものに限る」と規定しているが、この場合、1,400キロワットの風力発電所が、数年間隔で同じ地域で設置されても、個別の設置事業としてみなされるならばアセスの対象にはならない、と解釈することもできる。やんばるの林道建設のように、数字でアセス逃れができるような運用にしてはならない。常に生態系からの視点を失ってはならない。

このような事態を避け、県アセス条例で示されている「事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保」するには、二つの選択肢が考えられる。1)「要件」で示されている数値を下方に修正する、2)一つの事業として設置される風力発電所の間隔をあげ、その間隔の数値を決める。以下、改正案に対して、選択肢1)を基に示した沖縄BD案を呈示する。

(1) 対象事業の規模要件（規則別表第1関係）

改正案：ア風力発電所の設置の工事の事業（出力が1,500キロワット以上であるものに限る。）

↓

沖縄BD提案：（出力が500キロワット以上であるものに限る。）

改正案：イ風力発電所の変更の工事の事業（出力が1,500キロワット以上である発電設備の新設を伴うものに限る。）

↓

沖縄BD提案：（出力が500キロワット以上である発電設備の新設を伴うものに限る。）

理由： 沖縄県で現在設置されている風力発電設備は多くが小中型のものであり、将来も小中型が設置されることを考慮し、上記したようなアセス対象外の設置が起こる状況为避免のためにも、「出力が500キロワット以上」という数値が適切だと考える。なお設備の規模については三菱重工ホームページ「風車の基礎知識」を参照にした。

http://www.mhi.co.jp/products/expand/wind_kiso07.html

(2) 軽微な修正の要件（規則別表第2関係）

改正案：ア発電所の出力 発電所又は発電設備の出力が20%以上増加しないこと

↓

沖縄BD提案： 発電所又は発電設備の出力もしくは台数が10%以上増加しないこと

理由：沖縄県の全体の面積は2276平方キロメートルであり、全国でも第4番目に狭く、また沖縄県が約160の島々からなる島嶼県であることを考慮すると、長崎県、兵庫県（神戸市）、滋賀県の条例でも使用されている「出力もしくは台数が10パーセント以上」という文言と数値が適切であると考ええる。

イ対象事業実施区域の位置

改正案：修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域

とならないこと

↓

沖縄BD提案：修正前の対象事業実施区域から50メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域

とならないこと

理由：沖縄県の全体の面積は2276平方キロメートルであり、全国でも第4番目に狭く、また沖縄県が約160の島々からなる島嶼県であることを考慮すると、改定案で示され、また他府県で適用されている「300メートル以上」という数値は大き過ぎると考える。

(3) 軽微な変更の要件（規則別表第3関係）

ア 発電所の出力

改正案： 発電所又は発電設備の出力が20パーセント以上増加しないこと

↓

沖縄BD提案： 発電所又は発電設備の出力もしくは台数が10パーセント以上増加しないこと

理由：沖縄県の全体の面積は2276平方キロメートルであり、全国でも第4番目に狭く、また沖縄県が約160の島々からなる島嶼県であることを考慮すると、長崎県、兵庫県（神戸市）、滋賀県の条例でも使用されている「出力もしくは台数が10パーセント以上」という文言と数値が適切であると考ええる。

イ 対象事業実施区域の位置

改正案：変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと

↓

沖縄BD提案：変更前の対象事業実施区域から50メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと

理由：沖縄県の全体の面積は2276平方キロメートルであり、全国でも第4番目に狭く、また沖縄県が約160の島々からなる島嶼県であることを考慮すると、同改正案で示され、また他府県で適用されている「300メートル以上」という数値は大き過ぎると考える。

2 「配慮書手続きの新設」について

事業計画段階で「配慮書の手続き」が行われることは歓迎される。しかし2013年3月30日公布された「沖縄県環境影響評価条例の改正」は、情報の公開と手続きの透明性を基盤にした、科学性や民主性を保証するには不十分であると考ええる。よって以下、あえて、沖縄県の改正に対して沖縄BDの提案と理由を述べる。

第4条の3の1 関係

沖縄BD提案：（配慮書の）作成に関わった者の氏名、専門、専門の証明（学歴または経歴年数等）を記載する旨の追加

理由：アセスの科学性と透明性を保証するためにはこれらの情報は不可欠であり、これらの情報の明記はアセスの国際基準である。

第4条の6の1 関係

改正：環境の保全の見地からの意見を求めるように努めなければならない

↓

沖縄 BD 提案： 環境の保全の見地からの意見を求めなければならない

理由：努力義務規定とすることで、事業者により意見を求める場合と求めない場合が生じることが予想される。そうなると事業者、行政、県民の間の信頼関係が構築しにくくなる。義務規定にすることで対応のばらつきがなくなり、信頼関係は構築し易くなる。

第4条の6の2関係

改正： 配慮書の案又は配慮書の内容を周知させるための説明会の開催に努めなければならない

↓

沖縄 BD 提案： 配慮書の案又は配慮書の内容を周知させるため、及び同案又は内容に関連する意見を聞くための説明会・公聴会を開催しなければならない

理由：案や内容を周知させるだけでは不十分であり、またどのような会の形をとるにしても、質問や意見が事業者にも向けられるのが実際である。説明会・公聴会という形で開催することが、合意形成への近道であると考え。

第4条の7関係

改正：事項の選定並びに選定の経緯及び選定した事項の公表に努めなければならない

↓

沖縄 BD 提案： 事項の選定並びに選定の経緯及び選定した事項の公表をしなければならない

理由：努力義務規定とすることで、事業者により意見を求める場合と求めない場合が生じることが予想される。そうなると事業者、行政、県民の間の信頼関係が構築しにくくなる。義務規定にすることで対応のばらつきがなくなり、信頼関係は構築し易くなる。

3 方法書、準備書及び評価書手続の改正

方法書、準備書及び評価書のインターネットの利用し公表をするのを義務付けたことは評価できる。また方法書説明会の議事録や配布書類・図面が事業者より知事へ提出されることも評価される。しかし2013年3月30日公布された「沖縄県環境影響評価条例の改正」は、情報の公開と手続きの透明性を基盤にした、科学性や民主性を保証するには不十分であると考え。よって以下、あえて、沖縄県の改正に対して沖縄 BD の提案と理由を述べる。

第5条の1関係

沖縄 BD 提案：(方法書の) 作成に関わった者の氏名、専門、専門性の証明(学歴または経歴年数等)を記載する旨の追加

理由：アセスの科学性と透明性を保証するためにはこれらの情報は不可欠であり、これらの情報の明記はアセスの国際基準である。

第7条の1関係

改正：方法書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して30日間
↓

沖縄BD提案：方法書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して平日の30日間

理由：地方自治体の建物内で公告縦覧を行った場合、休日は縦覧することができない。特に、年末年始等、休日が重なる場合は実質的に縦覧できる日数が少なくなる。

第7条の2関係

改正：方法書の記載事項を周知させるための説明会（以下「方法書説明会」という。）を開催しなければならない
↓

沖縄BD提案：方法書の記載事項を周知させ及び同事項に関連する意見を聞くための説明会・公聴会（以下「方法書説明会・公聴会」という。）を開催しなければならない

理由：方法書の記載事項を周知させるだけでは不十分であり、またどのような会の形をとるにしても、質問や意見が事業者にも向けられるのが実際である。説明会・公聴会という形で開催することが、合意形成への近道であると考え。

第13条の1関係

沖縄 BD 提案：（準備書の）作成に関わった者の氏名、専門、専門性の証明（学歴または経歴年数等）を記載する旨の追加

理由：アセスの科学性と透明性を保証するためにはこれらの情報は不可欠であり、これらの情報の明記はアセスの国際基準である。

第15条の1関係

改正：準備書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して30日間
↓

沖縄BD提案：準備書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して平日の30日間

理由：地方自治体の建物内で公告縦覧を行った場合、休日は縦覧することができない。特に、年末年始等、休日が重なる場合は実質的に縦覧できる日数が少なくなる。

第16条の1関係

改正：準備書の記載事項を周知させるための説明会（以下「準備書説明会」という。）を開催しなければならない

↓

沖縄BD提案： 準備書の記載事項を周知させ及び同事項に関連する意見を聞くための説明会・公聴会（以下「準備書説明会・公聴会」という。）を開催しなければならない

理由： 準備書の記載事項を周知させるだけでは不十分であり、またどのような会の形をとるにしても、質問や意見が事業者にも向けられるのが実際である。説明会・公聴会という形で開催することが合意形成への近道であると考え。

第20条の2関係

沖縄 BD 提案：（評価書の）作成に関わった者の氏名、専門、専門性の証明（学歴または経歴年数等）を記載する旨の追加

理由：アセスの科学性と透明性を保証するためにはこれらの情報は不可欠であり、これらの情報の明記はアセスの国際基準である。

第25条の1関係

改正：評価書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して30日間

↓

沖縄BD提案：評価書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して平日の30日間

理由：地方自治体の建物内で公告縦覧を行った場合、休日は縦覧することができない。特に、年末年始等、休日が重なる場合は実質的に縦覧できる日数が少なくなる。